

プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破砕設備導入事業・Q&A

【分析装置・破砕設備 共通】

No.	項目	質問	回答
1	スケジュール	補助事業期間は令和8年2月末迄となっていますが、2月末までに設備が納入されればよいと考えてよいですか。	令和7年度中に補助金を交付するため、2月末までに、①設備の設置、②試運転の実施、③財団による検収の手続きまで完了する必要があります。
2	スケジュール	補助事業期間が始まる「交付決定日」は、最短でいつ頃になる予定でしょうか。	今回の公募期間は6月末までとなっております。その後、財団内部で申請内容を確認し、採択の手続きに入ります。採択を受けた申請者の方に「交付申請」の手続きをしていただき、最終的に財団から「交付決定」を行うのは8月中の予定です。なお、 <u>「交付決定」前に装置の発注を行ってしまうと、補助対象にならなくなりますので十分ご注意ください。</u>
3	取得財産の管理年数	取得財産の管理年数（善管義務）は何年間でしょうか。	本補助事業を利用して導入した装置・設備の管理年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）」に基づくものとしませんが、具体的には装置、設備によって異なりますので、省令をご参照ください。また、資産の取扱いについては、公募要領「重要事項5、6」、交付規程第8条十ウもあわせてご参照ください。
4	交付決定後の発注内容の変更	交付決定後の発注先等の変更は可能でしょうか。	申請いただいた金額の範囲内ならば原則可としますが、変更に伴う納期遅延により事業期限（令和8年2月末までに設備の検収まで終了する必要があります）を超過することは認められませんのでご注意ください。なお、変更が判明した時点で事前に財団にご相談ください。
5	申請者	複数の事業者が共同で補助金の申請を行うことは出来ますか。	複数の事業者が共同で申請を行うことは認められません。 もし、「組合等が代表して申請を行い、組合等に加入している企業間で使用する方式」などを検討されている場合は、事前に財団にご相談ください。
6	申請単位	複数の拠点を持つ1事業者が、それぞれの拠点に設備を導入しようとする場合、一つの申請書で申込みますか。	複数の拠点に設備を導入しようとする場合は、それぞれの拠点毎に申請書類を作成し申込してください。
7	補助率	補助率は、事業者の規模によって変わるのででしょうか。	本補助事業は、事業者の規模に関わりなく、2分の1の補助率となっております。
8	補助対象設備	中古の設備は補助対象となりますか。	中古の設備でも導入効果が得られ、事業の目的が達せられる場合は補助対象として認められます。
9	補助対象設備	海外メーカーの装置や設備は補助対象となりますか。	海外メーカーの製品も対象となります。ただし、海外から輸入する場合は納期にご注意ください（国内調達と同様に令和8年2月末までに設備の検収まで終了する必要があります）。 また、装置、設備の仕様や効果については、専門家の意見も聞きながら適性を確認させていただく場合もありますので、ご承知おきください。
10	補助対象設備	設備の更新（リプレイス）も対象となりますか。	業務効率の向上等、導入の効果が確認でき、事業の目的が達せられる場合は対象となります。
11	補助対象設備	リースで導入する場合も、補助対象として認められますか。	リースでの導入は補助対象外となります。
12	採択の基準	応募が予算を上回った場合、どのような基準で採択の判断がなされるのでしょうか。	選定基準（非公開）に基づき、必須項目を満たした事業を採択の対象としますが、それでも予算を上回った場合は、別途、選定基準に加点項目を設けており、採点の結果、点数の高い事業を優先いたします。加点項目は信頼性、妥当性、技術的な合理性や設備導入の効果等となります。

【破砕設備】

No.	項目	質問	回答
1	補助対象経費	再生プラスチック原料の品質向上のため、破砕設備の後工程として、洗浄や比重選別、金属除去の設備などをつけることを検討していますが、それらも補助対象となる可能性はありますか。	再生プラスチック原料の品質の向上を目的として、破砕設備と一体的な処理フローとして破砕後に洗浄や異物の選別のための工程を追加する場合、本補助事業の対象となる可能性がありますので、財団までご相談ください。ただし、全体の申請件数や申請内容等により、申請されたすべての設備が補助対象にならない可能性もあります。（※既に導入されている設備や発注済みの設備は、補助対象外となります。）
2	補助対象経費	破砕設備の設置にあたり、自治体の条例手続きが必要になるのですが、自治体への申請に係る経費は補助対象となりますか。	自治体への申請等に係る経費は補助対象外です。
3	補助対象経費	破砕設備の導入にあわせて変圧器の設置や電気工事が必要になる場合、それらの費用も補助の対象となりますか。	破砕設備を稼働させるにあたって必要な経費であれば原則補助対象としますが、規模にもよりますので財団にご相談ください。
4	申請金額の上限	破砕設備の申請金額に、上限はありますか。	本補助事業では、破砕機の申請の上限金額の目安を、1,500万円/社程度と想定しております（補助率：1/2、補助金額上限：750万円/社程度）。ただし、補助対象の選定時には、予定している処理対象物及び予定処理量に対する、破砕機のスペックの妥当性は確認させていただきます。
5	申請台数の上限	破砕設備の申請台数に上限はありますか。	申請台数に制限はございません。複数の設備の申請を希望される場合は、上記の上限金額の目安を参考にして申請してください。ただし、全体の申請件数や申請内容等により、申請されたすべての装置が補助対象にならない可能性もあります。複数の破砕設備を申請される際は、申請書類（様式2 実施計画書「3. 導入を希望している設備」）に、希望度・優先順位の高い順番に記載してください。
6	資源回収インセンティブ制度に係る提出書類	本補助事業は、コンソーシアムを形成しており、資源回収インセンティブ制度に参加する事業者が対象だと思いますが、今年度はコンソーシアム契約の締結が申請期間に間に合わない見込みです。その場合はどのような書類を提出すればよいでしょうか。	今年度の補助金申請時には、まずは「資源回収インセンティブ制度_審査申込書」の写し、若しくは、提出予定の審査申込書の案をご提出し、正式に提出した段階で審査申込書の写しをご提出下さい。コンソーシアム基本契約書や、インセンティブ契約書（委託契約）の写しは、後日、締結できた段階で財団までご提出下さい。
7	補助対象事業者	破砕業の許可業者も、補助金を申請することはできますか。	例えば複数の解体業者と破砕業者がコンソーシアムを形成し、資源回収インセンティブ制度において、解体業者から集約したバンパー等を破砕業者が破砕する場合、当該破砕機は本補助事業の対象となる可能性がありますので、財団までご相談ください。（※破砕業者が設置する解体自動車のシュレッダー破砕機及び付属設備は本補助事業の対象外です。）
8	補助対象事業者	当社は、メーカーとして自動車向けに再生材の供給に取り組んでおり、グループ会社にバンパー用の破砕機を導入できればと考えていますが、補助の対象となりますでしょうか。	本補助事業は、原則としては解体業者等が補助対象となりますが、当該企業がインセンティブ制度のコンソーシアムに参画する場合は、補助対象になる可能性がありますので、財団までご相談ください。
9	使用目的	本補助事業で導入した破砕設備を、自動車部品の破砕以外の用途に使用することは可能でしょうか。	本補助事業で導入した破砕設備を、補助事業の目的以外の用途（自動車部品以外の物の破砕）で使用することは認められません。
10	使用目的	「X to Car」の取組は、今回の補助事業の対象となりますか。（使用済自動車以外の再生プラスチック原料を破砕し、自動車向けに再生材の供給を行う場合。）	本事業は資源回収インセンティブ制度とリンクした事業となりますので、「Car to Car」または「Car to X」の取組を対象としています。「X to Car」の取組は補助対象外となります。なお、資源回収インセンティブ制度の詳細は、以下をご参照ください。 https://www.env.go.jp/recycle/car/page_01769.html